

茨城県において観光バス事業を営む申立会社の、福島県、栃木県、群馬県、茨城県を目的地とする運行について、目的地ごとに原発事故の影響割合（福島県60%、栃木県及び群馬県各40%、茨城県20%）を認定して、平成26年6月分までの逸失利益が賠償された事例。

1157

## 和解契約書(全部)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)において、申立人X株式会社(以下「申立人」という。)と被申立人東京電力株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目(下記の期間に限る。)について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

#### 記

##### (1) 逸失利益

###### ア. 項目

逸失利益(下記期間の申立人の売上減少分)

イ. 期間 自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日

金1301万5665円

##### (2) 本件和解仲介に関する弁護士費用(損害額の3%)

金39万0470円

### 2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項記載の損害項目及び期間に対する和解金として、合計金1340万6135円の支払義務があることを認める。

### 3 支払方法

(省略)

### 4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目(同項記載の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

### 5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名(記名)押印の上、各1通ずつを保有するものとする。また、被申立人は、

本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成28年1月19日

(仲介委員 角田淳)